

規制の事前評価書

評価実施日：平成27年7月13日

政策	航空法の一部を改正する法律案		
担当課	航空局安全部安全企画課	担当課長名	松本 大樹
規制の目的、内容、必要性等	<p>① 法令案等の名称・関連条項とその内容</p> <p>【法令案等の名称】 航空法の一部を改正する法律案</p> <p>【関連条項とその内容】 航空法に新たに「無人航空機」の定義を置いた上で、無人航空機を飛行させるにあたって国土交通大臣の許可を必要とする空域及び無人航空機を飛行させる際に従うべき飛行の方法等を定める（第2条第22項、第132条、第132条の2、第157条の4）。 ※「無人航空機」とは、航空の用に供することができる機器であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるものをいう。（超軽量のものなどを除く。）</p> <p>② 規制の目的 昨今、無人航空機が急速に普及しており、撮影や農薬散布、インフラ点検などの分野での利用が広がっている。一方で、人が密集している場所等への落下事案が発生するなど、安全上の懸念が生じている。 このため、航空機との接触や落下等による地上の人への危害・物の損傷を防止するため、無人航空機を飛行させるにあたって国土交通大臣の許可を必要とする空域を定めるとともに、飛行させる際に従うべき飛行の方法を定める等、無人航空機を飛行させる際の基本的なルールを定める必要がある。</p> <p>③ 規制の目的に関係する目標</p> <p>a 関連する政策目標 5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保</p> <p>b 関連する施策目標</p> <p>c 関連する業績指標</p> <p>d 業績指標の目標値及び目標年度</p> <p>e 規制により達成を目指す状況についての具体的指標</p> <p>④ 規制の内容</p> <p>規制の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無人航空機を飛行させるにあたって、国土交通大臣の許可を必要とする空域（※）を定める。【第132条】 ※ア 空港周辺や一定の高度以上の空域など無人航空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあるものとして国土交通省令で定める空域 イ ア以外の空域であって、国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域の上空 ・ 無人航空機を飛行させる際に従うべき飛行の方法（※）を定める。 		

	<p>【第132条の2】</p> <p>※ア 日中において飛行させること イ 周囲の状況を目視により常時監視すること ウ 人又は物件との間に距離を保って飛行させること 等</p> <p>⑤ 規制の必要性</p> <p>a 目標と現状のギャップ 昨今、無人航空機が急速に普及しており、撮影や農薬散布、インフラ点検などの分野での利用が広がっている。今後、様々な分野での活用が期待されているが、一方で、人が密集している場所等への落下事象が発生するなど、安全上の懸念が生じている。</p> <p>b 原因分析 空港周辺の空域又は一定の高度以上の空域において、無人航空機を飛行させるにあたっては、許可又は通報が必要とされているが、その他には、現在、無人航空機の飛行に関するルールは存しない。</p> <p>c 課題の特定 無人航空機による航空機との接触や、落下等による地上の人への危害・物の損傷を防止する必要がある。</p> <p>d 規制の具体的内容 無人航空機を飛行させるにあたって国土交通大臣の許可が必要となる空域を定めるとともに、飛行させる際に遵守すべき事項を定める等、無人航空機を飛行させる際の基本的なルールを定める。</p>
想定される代替案 1	<ul style="list-style-type: none"> ・無人航空機を飛行させる者が遵守すべき事項等について、法的拘束力のないガイドラインとしてとりまとめ、国土交通省ホームページ等にて公表し、各使用者の自主的な取り組みを促す。
規制の費用	<p>① 当該規制案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用 第132条又は第132条の2に規定する国土交通大臣の許可を得るための申請等に係る費用</p> <p>b 行政費用 許可審査に係る費用</p> <p>c その他の社会的費用 なし</p> <p>② 代替案1における費用の要素</p> <p>a 遵守費用 なし</p> <p>b 行政費用 なし</p> <p>c その他の社会的費用 なし</p>
規制の便益	<p>① 当該規制案における便益の要素</p> <p>空港周辺の空域や人・家屋が密集している地域の上空などにおいて、無人航空機の飛行は安全が確認されたものに限ること、また、安全が確認されない限り、夜間の飛行や目視外での飛行などを認めないこととし、違反した場合には罰金を科することで、無人航空機の安全な航行を実現し、地上の人や物の安全を確保することができる。</p>

	<p>② 代替案1における便益の要素</p> <p>代替案については、あくまで法的拘束力の無いガイドラインに過ぎず、ガイドラインから逸脱した者がいたとしても、罰則等による抑止効果は期待できない。</p>
<p>規制の効率性 (費用と便益の関係の分析)</p>	<p>本規制案は、現行に比して遵守費用や行政費用が発生するものの、抑止力を確保することにより、国民の生命、財産に対する危害を未然に防ぐものである。</p> <p>代替案は遵守費用や行政費用は生じないが、あくまで法的拘束力の無いガイドラインに過ぎず、実効性のある形で国民の生命、財産に対する危害を防ぐことは困難である。</p> <p>以上より、本規制案により、安全の確保に万全を期する必要がある。</p>
<p>有識者の見解、 その他関連事項</p>	<p>【「ロボット新戦略」(平成二十七年二月十日日本経済再生本部決定)(抄)】</p> <p>第6節ロボット規制改革の実行</p> <p>(2) 規制・制度改革の課題と2020年に向けたアクションプラン</p> <p>① ロボットを効果的に活用するための規制緩和及び新たな法系・利用環境の整備</p> <p>(オ) 無人飛行型ロボット関係法令(航空法等)</p> <p>災害現場を始めとして、無人飛行型ロボット(UAV)への期待は高く、今後その普及が見込まれる。しかし、こうしたロボットに関する具体的な運用ルールは明確になっていない。そのため、今後いわゆる小型無人機については、運用実態の把握を進め、<u>公的な機関が関与するルールの必要性や関係法令等も含め、検討を進めていく。</u></p> <p>【「小型無人機に関する安全・安心な運航の確保等に向けたルールの骨子」(平成27年6月2日小型無人機に関する関係府省庁連絡会議)(抄)】</p> <p>4. 今後の進め方</p> <p>政府は、本骨子について関係者に広く周知し、意見を幅広く聴取する。その意見を適切に反映させつつ、実施可能な点から段階的かつ早急に取り組を進める。</p> <p><u>とりわけ、2.(1)の小型無人機の運航方法の規制については、特に緊急の対応が求められることから、諸外国における規制等についての調査結果も踏まえ、速やかに必要な法案を取りまとめ、国会にも提出するよう目指す。</u></p>
<p>事後評価又は事後検証の実施方法及び時期</p>	<p>平成32年度末までにRIA事後検証シートにより事後検証を実施する。</p>
<p>その他 (規制の有効性等)</p>	<p>本規制案は、無人航空機を飛行させるにあたって国土交通大臣の許可を必要とする空域及び無人航空機を飛行させる際に従うべき飛行の方法等を定めることにより、無人航空機の墜落等による飛行中の航空機又は地上の人並びには物件に対する安全を確保するものであり、本規制案は有効である。</p>